

「航空医療シンポジウム」〔平成 27 年 11 月 14 日(日)・札幌市〕  
シンポジウム「北海道における航空医療搬送の実情と求められる姿」

(3)「民間航空機を利用した患者搬送の現状と留意点」

全日本空輸株式会社 SC&プロダクト・サービス室CS推進部

おからだの不自由な方の相談デスク リーダー 長田 美紀 氏

弊社は障がいや病気の有無、年齢・性別・人種・国籍や文化などを問わず、すべての方に快適に利用いただけるユニバーサルサービスの提供を目指している。おからだの不自由な方の相談デスクは、「ANAスカイアシストデスク」として1997年1月8日に設立(2010年1月5日に名称変更)し、年中無休で9時から17時まで相談を受付ける窓口(フリーダイヤル)を設置している。医療搬送を希望される場合は相談窓口にて、使用する医療用酸素ボンベ、酸素濃縮器(POC)やその他の医療機器名およびメーカー名・製品名・バッテリーの種類、ストレッチャー(簡易ベッド)や保育器の使用、機内で行う医療行為、医師・看護師や医師の認めた付添いの有無などを、国内線は48時間前、国際線は96時間前までに連絡してほしい。医療機器の追加や変更も教えてほしい。

過去3年間の傷病旅客者搬送の実績は次のとおりである。

	国内線			国際線		
	傷病旅客 (人)	酸素ボンベ 貸出し(本)	ストレッチャー 搬送(件)	傷病旅客 (人)	酸素ボンベ 貸出し(本)	ストレッチャー 搬送(件)
2012年	1,294	132	62	175	221	4
2013年	1,354	145	73	148	207	5
2014年	1,320	223	69	208	294	12

国内線は小型化が進んでいるが傷病旅客者数に変動はない。国際線は昨年より傷病旅客の搭乗や酸素ボンベの貸出しが急増している。海外に赴任している方から日本の病院で治療を受けたいという相談もあるが、旅行で訪日しているアジアの方が自国で治療を受けたいというニーズが高くなっている。国内では離島やへき地から大きな病院がある空港への輸送ニーズ、臓器移植に伴うアメリカへの搬送ニーズなどが多い。

公共交通機関である民間航空機による医療搬送は、路線・ダイヤの範囲内で行わなければならない。悪天候による目的地変更や欠航や遅延の恐れなど運航上リスク、さらに気圧変化などの機内環境により患者の体調・健康に影響を及ぼす可能性があることを考慮しなければならない。ルフトハンザドイツ航空は医療搬送にあたって、医師や看護師資格を持つ客室乗務員が搭乗しているそうである。

医療搬送時のトラブルとして、事前申告と異なる、または事前申告のない医療機器を持参し、預かることができなかつたり、確認に時間が掛かり出発が遅れることが多い。

**「航空医療シンポジウム」〔平成 27 年 11 月 14 日(日)・札幌市〕**  
**シンポジウム「北海道における航空医療搬送の実情と求められる姿」**

さらに海外の医師と日本の医師との価値観・見解の違いによるトラブル、医師から保安検査の簡略化や空港係員の増員など多岐にわたる要望があり、対応に苦慮することがある。

搭乗当日は、国内線は出発の 1 時間前、国際線は 2 時間前を目安に時間に余裕をもって来ていただきたい。なお、空港への(空港からの)救急車・寝台タクシーなどの手配はご自身で行っていただく。空港ではすべての方が保安検査を受ける必要があり、ストレッチャー使用の場合の搭乗手続き、保安検査、搭乗方法などは空港により異なる。国際線の通関・出入国手続きは、付添いの方が代理で行うことができる。

ストレッチャー搬送は、診断書や医師との協議により搭乗可否を判断する。さらに当日使用する航空機が就航する全区間(便)にわたって席を確保しなくてはならない。搭乗まで待機する部屋がない場合が多く、車輦内やボーディング・ブリッジ(搭乗橋)で待機することになる。担架が配備されている空港は限られており、さらに搭乗の際、小型機にはボーディング・ブリッジやパッセンジャー・ボーディング・リフト車が設置できなかつたり、設備がない空港もある。搬送中は 5 点ベルトで固定され、寝返りや起き上がることはできない。また、事前に救急車(運転手)などの空港内制限区域立ち入り申請をしていただくが、民間車両を許可しない空港もある。

機内では、医療機器の設置スペースが限られている。緊急時の脱出経路を確保するため、通路や座席下または上を大きくはみ出る機器は設置不可であり、座席を占有する場合には別途料金が必要となる。機内持込み・機内で使用できる機材は制限されており、酸素ボンベや医療機器のバッテリーは危険物とされ、はさみ・メスなどは機内持込みできない。医療機器を使用する場合はバッテリーの種類などの使用制限があり、さらに機内パソコン電源は使用できない。

航空会社は公共交通機関としての定時性・円滑性、すべての乗客・乗員の安全性を担保しなければならない。各国の法令や国交省、航空局からの行政指導に従わなければならない。弊社の判断で柔軟な対応をすることができないケースが多いが、医師と相談しながら最大限の努力をしている。民間航空機による患者搬送は有効であるが、日本も欧米諸国と同様に医療搬送専用の固定翼機を活用していくべきだと思っている。